

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○不健全図書類の指定……………一

………（都民安全推進本部総合推進部若年支援課）…一

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………一

………（住宅政策本部住宅企画部不動産産業課）…一

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………一

………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…一

告示（選）

○衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日……………二

………

○衆議院（小選挙区選出）議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………二

………

告示（公）

○警察署協議会委員の委嘱……………二

………

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二

………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二

○衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………三

………（東京都選挙管理委員会）…三

○衆議院（比例代表選出）議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………四

………（同）…四

○衆議院（小選挙区選出）議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）…四

告示

東京都告示第千二百五十五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和三年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三二七	雑誌	BBC DELUXE ビーボーイコミックス デラックス	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		これから俺は、後輩に抱かれます 2 五四七七六一九六 株式会社リブレ	

東京都告示第千二百五十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和三年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

一日時 令和三年十月二十五日 午後二時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社リブマネジメント
- (二) 代表者氏名 代表取締役 浦部 知之
- (三) 主たる事務所の所在地 目黒区青葉台一丁目二十九番六号 ライオンズマンション中目黒二〇六号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九八八五七号
- (五) 免許年月日 令和三年三月四日

一日時 令和三年十月二十五日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社クレアコール
- (二) 代表者氏名 代表取締役 下垣 希
- (三) 主たる事務所の所在地 杉並区上高井戸一丁目二十二番一号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九六六四六号
- (五) 免許年月日 令和元年五月二十三日

東京都告示第千二百五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に新潟県新潟市、静岡県裾野市及び広島県広島市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和三年九月三十日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三項の規定により、令和三年十月三十一日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日等を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

令和三年十月十五日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和三年十月十八日。ただし、年齢については、同月三十一日

登録を行う日 令和三年十月十八日

●東京都選挙管理委員会告示第百三十七号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二條第七項の規定により、令和三年十月三十一日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数を次のとおり定めた。

この場合、ラジオ放送は三放送局が分担するものとする。

令和三年十月十五日

東京都選挙管理委員会

一 基幹放送事業者及び回数

放送の区分	基幹放送事業者	各政党の届出候補者数	回数
テレビジョン放送	株式会社フジテレビジョン	一人又は二人 三人から五人まで 六人から八人まで 九人から十一人まで 十二人以上	一 一 二 三 四
ラジオ放送	株式会社ニッポン放送 株式会社TBSラジオ 株式会社文化放送	一人又は二人 三人から五人まで 六人から八人まで 九人から十一人まで 十二人以上	一 二 四 六 八

二 ラジオ放送の分担

各政党の放送回数	株式会社ニッポン放送	株式会社TBSラジオ	株式会社文化放送
一	一	一	二
二	一	一	二
四	二	二	二
六	三	三	二
八	三	三	二

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第300号

警察法(昭和29年法律第162号)第53條の2第3項の規定により、令和3年10月1日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和3年10月15日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

警務部長 氏 名

警務部長 氏 名 小山 雅太郎

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和三年十月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和三年十月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 丸の内オアズ

二 店舗所在地 千代田区丸の内一丁目六番四号ほか

三 設置者名 三菱地所株式会社ほか二名

四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか

<p>令和三年十月三十一日執行予定の衆議院（小選挙区選挙長の事務を行う場所について</p> <p>衆議院（小選挙区選出）議員選挙における選挙長の事務を行う場所について</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧期間 令和三年十月十五日から令和四年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 届出日 令和三年十月四日</p> <p>十二 変更日 令和三年六月三十日ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山本 貴孝（クリケットウェブ株式会社）ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 藤本 幹雄（クリケットウェブ株式会社）ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 京都府京都市南区西九条高島町三十五番地の二（株式会社美十）</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 文京区湯島三丁目八番一号（株式会社美十）</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社美十ほか三名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマートほか十二名</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマートほか十三名</p>	<p>か</p>
<p>東京都第五区</p>	<p>東京都第五区 目黒区選挙管理委員会事務局 目黒区上目黒二丁目十九番十五号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前九時三十分までは目黒区総合庁舎地下一階第十八・第十九会議室 目黒区上目黒二丁目十九番十五号）</p>	<p>東京都第四区 大田区選挙管理委員会事務局 大田区蒲田五丁目十三番十四号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは大田区役所本庁舎十一階第五・第六委員会室 大田区蒲田五丁目十三番十四号）</p> <p>東京都第三区 品川区選挙管理委員会事務局 品川区広町二丁目一番三十六号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは品川区役所第二庁舎五階二五三会議室 品川区広町二丁目一番三十六号）</p> <p>東京都第二区 台東区選挙管理委員会事務局 台東区東上野四丁目五番六号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは台東区役所十階一〇〇二・一〇〇三会議室 台東区東上野四丁目五番六号）</p>	<p>出）議員選挙において東京都各選挙区の選挙長が事務を行う場所を次のとおり定めた。 令和三年十月十五日 東京都選挙管理委員会 選挙区名 場 所 東京都第一区 港区選挙管理委員会事務局 港区芝公園一丁目五番二十五号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは港区役所九階九一・九一二・九一三会議室 港区芝公園一丁目五番二十五号） 東京都第二区 台東区選挙管理委員会事務局 台東区東上野四丁目五番六号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは台東区役所十階一〇〇二・一〇〇三会議室 台東区東上野四丁目五番六号） 東京都第三区 品川区選挙管理委員会事務局 品川区広町二丁目一番三十六号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは品川区役所第二庁舎五階二五三会議室 品川区広町二丁目一番三十六号） 東京都第四区 大田区選挙管理委員会事務局 大田区蒲田五丁目十三番十四号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは大田区役所本庁舎十一階第五・第六委員会室 大田区蒲田五丁目十三番十四号） 東京都第五区 目黒区選挙管理委員会事務局 目黒区上目黒二丁目十九番十五号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前九時三十分までは目黒区総合庁舎地下一階第十八・第十九会議室 目黒区上目黒二丁目十九番十五号）</p>
<p>東京都第十二区</p>	<p>東京都第十一区 板橋区選挙管理委員会事務局 板橋区板橋二丁目六十六番一号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前九時三十分までは板橋区役所北館九階大会議室 板橋区板橋二丁目六十六番一号）</p>	<p>東京都第九区 練馬区選挙管理委員会事務局 練馬区豊玉北六丁目十二番一号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは練馬区役所本庁舎十九階一九〇二会議室 練馬区豊玉北六丁目十二番一号）</p> <p>東京都第十区 豊島区選挙管理委員会事務局 豊島区南池袋二丁目四十五番一号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは豊島区役所本庁舎八階八〇七・八〇八会議室 豊島区南池袋二丁目四十五番一号）</p>	<p>東京都第六区 世田谷区選挙管理委員会事務局 世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前九時までは世田谷区役所第一庁舎五階庁議室 世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号） 東京都第七区 渋谷区選挙管理委員会事務局 渋谷区宇田川町一番一号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前九時三十分までは渋谷区役所本庁舎八階八〇九会議室 渋谷区宇田川町一番一号） 東京都第八区 杉並区選挙管理委員会事務局 杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号 （ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは杉並区役所西棟六階第五・第六会議室 杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号）</p>

野川二丁目五十二番十号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から正午までは北区役所滝野川分庁舎一階大会議室 北区滝野川二丁目五十二番十号)

東京都第十三区
 足立区選挙管理委員会事務局 足立区中央本町一丁目十七番一号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前九時三十分までは足立区役所南館十三階大会議室 足立区中央本町一丁目十七番一号)

東京都第十四区
 墨田区選挙管理委員会事務局 墨田区吾妻橋一丁目二十三番二十号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは墨田区役所十三階一三一会議室 墨田区吾妻橋一丁目二十三番二十号)

東京都第十五区
 江東区選挙管理委員会事務局 江東区東陽四丁目十一番二十八号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは江東区役所本庁舎七階第七十三会議室 江東区東陽四丁目十一番二十八号)

東京都第十六区
 江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前九時三十分までは江戸川区役所南棟五階五〇二会議室 江戸川区中央一丁目四番一号)

東京都第十七区
 葛飾区選挙管理委員会事務局 葛飾区立石五丁目十三番一号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前九時までは葛飾区役所新館七階七〇六会議室 葛飾区立石五丁目十三番一号)

東京都第十八区
 小金井市選挙管理委員会事務局 小金井市前原町三丁目四十一番十五号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは小金井市役所第二庁舎八階八〇一会議室 小金井市前原町三丁目四十一番十五号)

東京都第十九区

分から午前十時までは小金井市役所第二庁舎八階八〇一会議室 小金井市前原町三丁目四十一番十五号)
 小平市健康センター四階会議室 小平市学園東町一丁目十九番十二号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは小平市健康センター四階視聴覚室 小平市学園東町一丁目十九番十二号)

東京都第二十区

東久留米市選挙管理委員会事務局 東久留米市本町三丁目三番一号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前九時三十分までは東久留米市役所七階七〇一会議室 東久留米市本町三丁目三番一号)

東京都第二十一区

立川市選挙管理委員会事務局 立川市泉町千五百五十六番地の九
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から正午までは立川市役所本庁舎一階一〇一会議室 立川市泉町千五百五十六番地の九)

東京都第二十二区

狛江市選挙管理委員会事務局 狛江市和泉本町一丁目一番五号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは狛江市中央公民館地下一階ホール 狛江市和泉本町一丁目一番五号)

東京都第二十三区

町田市選挙管理委員会事務局 町田市森野二丁目二番二十二号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは町田市庁舎三階会議室三一二・三一三会議室 町田市森野二丁目二番二十二号)

東京都第二十四区

八王子市選挙管理委員会事務局 八王子市元本郷町三丁目二十四番一号
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から正午までは八王子市役所八階八〇一会議室 八王子市元本郷町三

丁目二十四番一号)

東京都第二十五区 青梅市選挙管理委員会事務局 青梅市東青梅一丁目十一番地の一
 (ただし、十月十九日午前八時三十分から午前十時までは青梅市役所二階二〇四・二〇五・二〇六会議室 青梅市東青梅一丁目十一番地の一)

衆議院(比例代表選出)議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所について
 令和三年十月三十一日執行予定の衆議院(比例代表選出)議員選挙における東京都選挙区選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。
 令和三年十月十五日

東京都選挙管理委員会
 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階

衆議院(小選挙区選出)議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について
 令和三年十月三十一日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。
 令和三年十月十五日

東京都選挙管理委員会
 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号

二
同月二十日以降

東京都選挙管理委員会事務
局 新宿区西新宿二丁目八
番一号 東京都庁第一本庁
舎北塔四十階

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

